

# 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について」(通知)

令和元年12月2日  
新しい時代の特別支援教育の  
在り方に関する有識者会議  
資料 5

平成27年4月、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業(同時双方向型)を、授業の形態の一つとして、学校教育法施行規則に位置づけ。

- 74単位のうち、36単位を上限  
※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う  
※特別支援学校において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限
- 配信側の教員は、受信側の高等学校等の身分を有し、当該教科の免許保有者  
※**受信側は、原則として当該高等学校等の教員(当該教科の免許保有者以外でも可)を配置**



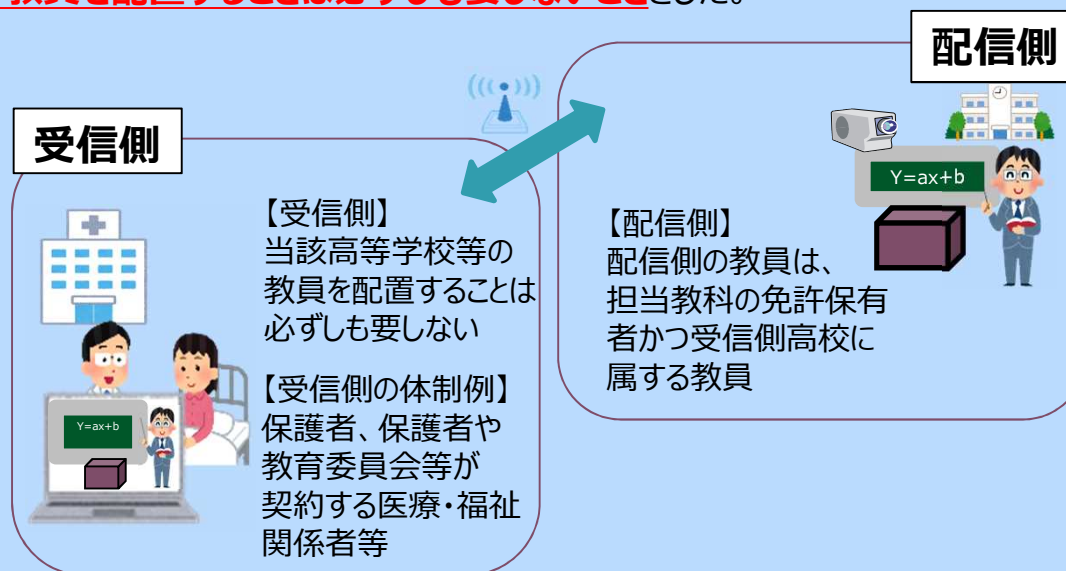
令和元年6月に取りまとめた「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)」を受け、**高等学校段階の病気療養中の生徒に対し**、同時双方向型の授業配信を行う場合に係る留意事項(※2)を補足し、**受信側の教員の配置に関する要件を緩和**。

## 通知概要(令和元年11月26日付け元文科初第1114号文部科学省初等中等教育局長通知)

病室等において、**疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒等に対し**、同時双方向型の授業配信を行う場合には、**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと**とした。

### 【受信側に当該高等学校等の教員を配置しない場合】

- ◆ 当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにすること**。
- ◆ **配信側の教員は**受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、**当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること**。



(※1) 同時双方向型：学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式

(※2) 平成27年4月24日付け27文科初第289号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)」の記Ⅲ留意事項の第1の2及び平成27年4月24日付け27文科初第195号「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について(通知)」の記第3留意事項の3の(2)

元文科初第1114号  
令和元年11月26日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人の長  
高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体の長  
殿

文部科学省初等中等教育局長  
丸山洋司

(印影印刷)

### 高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）

高等学校等（全日制及び定時制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）における遠隔教育の推進については、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）を、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）に位置付け、これまでも制度の弾力化を図ってきたところです。

文部科学省では、昨年11月に公表した「新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて～柴山・学びの革新プラン～」を踏まえ、本年6月、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」を取りまとめました。この中で、今後の取り組むべき施策として、高等学校段階の病気療養中の生徒に対する遠隔教育について、受信側の教員の配置に関する要件を緩和し、遠隔教育を通じた、より効果的な教育実践を推進することを示しているところです。

これを受け、この度、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる生徒等に対する教育の一層の充実を図るため、平成27年4月24日付け27文科初第289号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」の記Ⅲ留意事項の第1の2について下記第1のとおり、平成27年4月24日付け27文科初第195号「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」の記第3留意事項の3の（2）について下記第2のとおり、それぞれ留意事項を補足しましたので、御了知の上、適切に対応されるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校等及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、このことを十分周知願います。

### 記

第1 平成27年4月24日付け27文科初第289号「学校教育法施行規則の一部を改正す

る省令の施行等について（通知）」の記Ⅲ留意事項の第1の2について

高等学校等の教育は、心身の発達に応じて行うこと等を目的とするものであり、高等学校等の生徒の特性に鑑み、机間巡視や安全管理を行う観点から、原則として、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置すべきであること。特に、特別支援学校の高等部にあつては、当該生徒の障害の状態等に応じた十分な配慮が求められること。なお、受信側の教室等に配置すべき教員は、当該教科の免許保有者であるか否かは問わないこと。

ただし、病室等において、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒に対し、施行規則第88条の3の規定に基づきメディアを利用して行う授業の配信を行う場合その他の特別な事情が認められる場合には、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと。なお、その場合には、当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにすること。受信側の病室等で当該対応を行う者としては、例えば、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられること。また、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置しない場合にも、配信側の教員は受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。

第2 平成27年4月24日付け27文科初第195号「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」の記第3留意事項の3の（2）について

特別支援学校の高等部の教育は、心身の発達に応じて行うことを目的とするものであり、生徒の特性に鑑み、巡視や安全管理を行う観点から、原則として、受信側の病室等に当該特別支援学校の高等部の教員を配置すべきであること。なお、当該教科の免許保有者であるか否かは問わないこと。

ただし、当該特別支援学校と保護者が連携・協力し、生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えている場合には、受信側の病室等に当該特別支援学校の教員を配置することは必ずしも要しないこと。受信側の病室等で当該対応を行う者としては、例えば、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられること。また、受信側の病室等に当該特別支援学校の教員を配置しない場合にも、配信側の教員は受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。

**【本件連絡先】**

文部科学省初等中等教育局  
特別支援教育課企画調査係・指導係  
電話 03-5253-4111（内線 3193・3716）

文部科学省初等中等教育局  
参事官（高等学校担当）付高校教育改革係  
電話 03-5253-4111（内線 3482）